

メディア用ステートメント

2023年3月1日

エホバの証人と子どもの保護に関して、組織に不満を持つ元関係者のコメントのみに基づいて、ゆがんだ情報や誤った結論が出されていることに、私どもは心を痛めています。そうした元関係者の意見は、エホバの証人の親が子どもたちのためにベストを尽くしたいと願っているという事実に反しています。

エホバの証人は子どもに自分の宗教を受け入れるよう強制していません。（公式ウェブサイト www.jw.org にある「[エホバの証人は子どもに宗教を強制していますか](#)」という記事をご覧ください。）聖書の教えを学び、受け入れ、実践するかどうかについては、未成年者を含む全てのエホバの証人が自分で決定します。幼児や判断能力のない子どもが信者になることはできません。親がエホバの証人であっても、子どもはバプテスマ（洗礼）を受けたエホバの証人になる前に、個人的に聖書を学び、十分に成長した状態に達している必要があります。聖書の教えを受け入れるかどうかを決めるためです。（www.jw.org にある「[どうすればエホバの証人になれますか](#)」という記事をご覧ください。）

国内外で認められているように、親には自分の信念や道徳的価値観に従って自分の子どもを育てる権利があります。しかし、エホバの証人になるかどうかは、両親のもとで十分に成長した子どもとして、あるいは独立した大人として、個人が決定することです。上記のエホバの証人の考え方は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）第18条4項や、「子どもの権利条約」第14条1, 2項が保護している親の権利や自由と調和しています。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）第18条4項：「この規約の締約国は父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する」。

「児童の権利に関する条約」第14条1-2項：「1締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。2締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する」。

医療上の選択：エホバの証人は、命を大切にしており、自分や子どもたちが最善の医療を受けることを願っています。実際、同種血輸血以外のほとんどの医療を受け入れます。エホバの証人が輸血を受け入れないのは、医学的な理由ではなく、宗教上の理由です。「血...を避けて」いるようにという聖書の言葉に従いたいと願っているからです。（使徒 15:29）（www.jw.org の「[エホバの証人が輸血を受け入れないのはなぜですか](#)」という記事をご覧ください。）しかし、誰であれ、輸血を拒否するよう強制されることはありません。エホバの証人は、輸血やその他の治療法を受け入れるかどうかは、各人の個人的な決定であると教えており、強制されたり、圧力を受けたりして決めることではないと考えています。

医療上の緊急事態に備えて、個々のエホバの証人は自分の医療上の決定について前もって考え、決めたことを書面しておくよう勧められています。本人が希望するなら、バプテスマを受けたエホバの証人は「医療に関する永続的委任状」を作成し、その中に自分の個人的な決定について記載できます。このカードは医療機関において、エホバの証人の患者が意識不明になったり、決定能力が失われたりした場合に患者本人の医療上の希望を示す、権威があり信頼できる表示であるとみなされてきました。

子どもをしつける方法：エホバの証人は児童虐待を容認していません。エホバの証人の出版物は一貫して、子どもを愛情深く教え導くよう親に勧めてきました。（www.jw.org の「[良い親になるにはどうすればよいですか](#)」，「[子どもをしっかり教える](#)」および，「[子どものしつけ — どのようにしたらよいか](#)」という記事をご覧ください。）しつけには，子どもが悪いことをしたときに矯正することも含まれます。とはいえ，しつけは子どもに対する愛に基づいて行われるべきであり，決して虐待したり，冷酷に接したりすべきではありません。

脱会者への対応について：www.jw.orgの「[エホバの証人ではなくなった人を避けますか](#)」の記事をご覧ください。特定の個人がエホバの証人である資格があるかどうかを判断するエホバの証人の法的権利は，国際的に認められています。これは，信教の自由として規定されている基本的人権であり，日本国憲法や他の世界中の国々の憲法によって保護されています。この自由は，市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）や欧州人権条約などの国際条約においても認められています。エホバの証人の公式ウェブサイトwww.jw.orgの次の記事と，カナダ最高裁判所の判決をご覧ください。（[英国の裁判所 誰が宗教組織に属しているかを選ぶ権利を擁護 / カナダの最高裁判所は排斥措置への介入を拒む / カナダの最高裁判所の判決](#)）（日本にも同様の判決があり，最近公刊されたものとしては新潟地方裁判所令和2年4月9日付判決（判例時報2487号75頁）があります。）

教育について：エホバの証人は教育を大切なものと見ています。教育は，生計を立て，家族を養っていくための知識や技術を身に付ける上で欠かせないからです。子どもにどの程度教育を受けさせるかについては，各家庭の責任で決定する事柄です。その際，親は，受ける教育によって子どもが道徳面，宗教面でどんな影響を受けるか，また，教育のための費用を賄えるかも考慮します。（www.jw.org の「[エホバの証人は教育についてどのように考えていますか](#)」という記事をご覧ください。）

エホバの証人の日本支部広報部門